

別添 3 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関することとして  
危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示（案）

## 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関することとして 危害予防規程に規定すべき項目と具体的対応策の例示（案）

大規模な地震への防災及び減災対策として、危害予防規程に規定すべき項目及び項目に応じた対応策等の例示を以下に示す。これまでは、事業所における大規模地震への対策について危害予防規程では具体的に定められていなかったが、東日本大震災における被害状況や南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が危惧されていることを踏まえて基準が改正されたことに伴い、事業者による取組みの促進といった対策の具体化を推進するものである。

なお、危害予防規程の策定に際しては、他の法律等に基づいて要求される同様の規制、政府が公表する防災対策等の指針等、地方自治体の地域防災計画等で要求される事項との整合を考慮して策定しなければならない点には、特に注意が必要である。

### 1 大規模な地震に係る防災及び減災対策

#### 1.1 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立

#### 1.2 緊急措置訓練、避難訓練等の実施

#### 1.3 事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認

#### 1.4 地震に対する事前及び事後対策の実施（特定の事業所向け）

#### 1.5 その他必要な教育訓練等の実施

（解説）

大規模な地震に係る防災及び減災対策において、大規模な地震の発生に伴い強い地震動を感知または事前に予測された段階で、設備を安全に停止することが基本となる。

そのためには、大規模な地震の発生に伴う強い地震動を受けた場合の設備の停止手順を明確にしておく。また、強い地震動等により製造施設において漏えい等の被害が発生した場合の作業手順及び被害拡大の防護策をあらかじめ定めておくことや、発災時に適切な対応が取れるよう、平時から体制を整えておくことが重要である。

設備の緊急停止の措置は、計器室からの遠隔操作や現場での手動操作などがあり、事業所の規模、設備の種類等によって異なるので、各事業所の実状に沿ってその手段を考える必要がある。なお、地震後の安全性が確認されるまでは、緊急停止した設備の運転開始の作業は行ってはならない。

また、緊急措置訓練等を定期的実施し、防災活動等の習熟を図るとともに、訓練結果等に応じて措置内容等の見直しを行うものとする。なお、夜間、休日等の事業所内の従業員（来訪者、協力会社社員を含む。）が少なくなる時期や定期修理時等のような多数の作業者が入構している場合を考慮した訓練も行うものとする。

なお、移動式製造設備により製造を行う事業者は、移動式製造設備の移動中及び移動先も含めた防災及び減災対策を検討する必要がある。

さらに、特定の事業所（第一種製造者のうち、一日に処理することができるガスの容積（処理能力）が100万 $\text{m}^3$ （貯槽を設置して専ら高圧ガスの充てんを行う場合にあっては200万 $\text{m}^3$ ）以上の事業所）については、大規模な地震に対する事前及び事後対策の実行計画を定めるものとする。

（具体例）

- 1) 地震に対する基本方針、緊急時の体制の確立 a) 事業所所在地周辺で発生が想定される主な大規模地震に関する情報収集
- b) 地震等発生時における行動基準の策定
- c) 事業所の緊急時の防災体制と役割等の周知徹底
- 2) 緊急措置訓練、避難訓練等の実施
  - a) 地震発生時における情報周知訓練、製造装置の緊急停止措置訓練 b) 地震発生時における避難訓練、避難完了確認訓練、安否確認訓練
  - c) 関係事業所、行政機関、近隣住民等と協力した防災訓練、避難訓練

- 3) 事業所内避難場所での食糧・必需品の確保確認
- a) 事業所敷地内に避難場所を設けた場合の食糧や必需品の確保状況等の確認
  - b) 消費期限等に伴う食糧等の更新
- 4) 地震に対する事前及び事後対策の実施
- 地震に対する事前及び事後対策に関する実行計画を定める。地震に対する事前及び事後対策の内容は、別添1「大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること 対応策の例示」を参考にできる。
- 5) その他必要な教育訓練等の実施
- a) 事業所の被災状況の関係行政機関への通報訓練
  - b) 事業所の被災状況の近隣住民への情報周知訓練
  - c) 地震や津波の終息後における製造装置の被害状況確認訓練
  - d) 保安に係る設備等に関する作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における措置
- 保安に係る設備等に対して以下の例を参考に地震対策を講じる。また、これらの設備類の機能が失われた場合の影響や、その対策についても検討しておく必要がある。
- i. 緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤、電気設備、計装設備の耐震性能のチェック及び必要な耐震性能の強化もしくは代替手段の確保及び作業手順の確立
  - ii. 制御室、電気室、非常対策本部設置場所の耐震性能の向上（建屋の耐震化）
  - iii. 事業所全停電に備えて非常用発電機の設置及び計装用蓄電池のバックアップ能力の強化
  - iv. 消防車両が地震後に通行可能な道路等の整備、可搬式消火ポンプ配備
  - v. 通報設備の健全性のチェックと代替手段の確保
  - vi. その他高圧ガス設備を安全に維持するために最低限必要な設備（保安用不活性ガス供給設備、非常用電源、冷却・防火用ポンプ等）の機能確保

## 最後に

国民の生活に不可欠な高圧ガスの製造、供給等を行う高圧ガス製造事業者は、大規模地震への対策の検討を行うことに加え、大規模地震後の被災地域への高圧ガス供給等の復旧計画に対しても配慮することが期待される。ただし、これは高圧ガス保安法で規制、要求される事項ではない。

大規模地震が起これば、高圧ガス製造事業者も被災者であり、一事業者単独で復旧計画等を立てることは困難なことが予想されるので、地方自治体、高圧ガス関係業界等と連携して検討しておくことが望まれる。

想定される大規模地震への対策として、あらかじめできることを可能な範囲で検討しておき、継続的に見直していくことが重要と考える。